

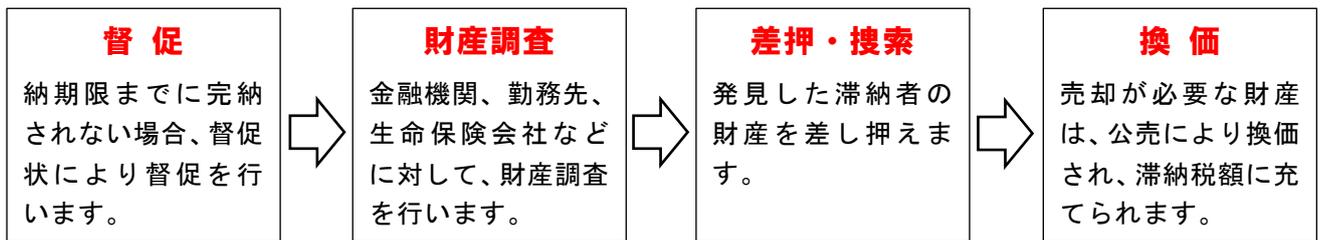
# STOP 滞納！！

## 市税の滞納処分を強化しています

市税は暮らしやすいまちづくりのためのさまざまな市民サービスに使われています。市税の滞納があると、本来受けるべき住民サービスに支障を来すだけでなく、期限内に納付している市民の方々との公平性が保たれません。

大多数の市民の方は市税を納期限内に納めていただいています。督促にも催告にも応じない一部の市民の方に対して、税の負担の公平性を確保するため、やむを得ず法律に基づき強制的に給与・年金・預貯金・生命保険・不動産・自動車などの財産の差押を執行し、その財産を換価し、滞納税額に充てています。

また、場合によっては職員が滞納者の自宅等を法律に基づいて強制的に搜索し、発見した財産を差し押え、搬出することも行っています。



※財産調査・国税徴収法・地方税法に基づき行います。金融機関、勤務先はこれに協力しなければなりません。

※搜索・滞納処分のため必要がある場合は、滞納者の住居に立ち入り、公売可能な財産を探して差し押えます。差し押えた動産は公売会やインターネット公売により換価され滞納税に充てられます。

### 税金を滞納したまま亡くなると・・・

滞納者が税金を滞納したまま亡くなった場合、滞納税は、借入金と同様、民法の規定に従って配偶者や子などの相続人に引き継がれます。放置しておくとう相続人が差押などの滞納処分を受けることとなります。

### 納税が困難な場合は・・・

災害や盗難、本人の病気、事故、事業廃止などの事情で一括納付が困難な場合は一人で悩んだり、放置せず、早めにご相談ください。事情によっては分割納付に応じられる場合もあります。まずは、納付できない理由をお聞かせください。

## 『生活再建型滞納整理』の取組

このように徴収対策室は滞納処分を強化し一定の成果を上げていますが、一方で滞納者の中には日常生活で様々な問題を抱えている方も見受けられます。

このような状況を受けて、徴収対策室では『生活再建型滞納整理』を実施しています。具体的には、滞納者世帯の収支を確認して、税金滞納が完納した後でも安定した生活ができ、税金を期限内に納められるように、ファイナンシャルプランナーの資格をもった職員が、滞納者を含む家族全体の収支状況を計画的にマネジメントします。

また、災害または病気もしくは事故等の事情で納税が困難になった場合は、納税の猶予制度に該当する場合がありますので、お早めにご相談ください。

市税は市民サービスを実施するのに欠かすことのできない貴重な財源です。

滞納整理にかかる費用も市民の皆さまが納付された税金から支出されています。

市税を有効に活用するためにも、市税の期限内納付にご協力いただきますようお願いいたします。

●問合せ・相談窓口 徴収対策室 TEL75-4977（直通）